



KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q & A】弁護士に聞いてみよう！「下請法ってなに？」

(秘書) 下請法ってなんだか変な名前の法律ですね。

(加藤) 正式には「下請代金支払遅延等防止法」というんだ。

(秘書) 名前からすると、下請業者が代金を遅れなくもらえるようにする、という法律ってことですね。

(加藤) そのとおり。そのほかに元請会社に対して発注内容を記載した書面の交付などの義務を定めたり、支払代金の減額などを禁止したりしているよ。

(秘書) 元請会社と下請会社の関係について定めているんですね。

(加藤) そうだね。

(秘書) 違反するとどうなるんですか。

(加藤) 罰金や勧告があるんだ。

(秘書) 勧告って何ですか？

(加藤) 公正取引委員会から改めるようにと促されることだよ。公表されることもあるんだ。

(秘書) え、公表ですか？

(加藤) そうだよ。公正取引委員会のサイトをみてみようか。ファミリーマートが載っているね。

株式会社ファミリーマートは、消費者に販売する食料品の製造を下請業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからオまでの行為により、下請代金の額を減じていた。

ア 平成 26 年 7 月から平成 28 年 6 月までの間、「開店時販促費」を支払わせていた。

イ 平成 26 年 7 月から平成 28 年 6 月までの間、「カラー写真台帳制作費」を支払わせていた。

ウ 平成 26 年 7 月から平成 28 年 6 月までの間、「売価引き」を支払わせていた。

エ 下請事業者に前記アの「開店時販促費」、前記イの「カラー写真台帳制作費」又は前記ウの「売価引き」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせていた。振込手数料を支払わせていた。

オ 平成 26 年 7 月から平成 27 年 9 月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、下請代金の額から自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引いていた。

減額金額は、下請事業者 20 名に対し、総額約 6 億 5000 万円であり、同社は勧告前に前記オの行為による減額分を下請事業者に返還している。

(公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/170316.html> より)。

(秘書) うわー、ここまで載るんですね。

(加藤) 当然新聞でも報道されるわけだから企業イメージのダウンは著しいよね。

(秘書) なんだか怖い法律ですね。

(加藤) 元請からはそうみえるね。でも下請側からは自分たちを守る法律だということになるよね。

(秘書) 詳しく知りたいですね。

(加藤) 次回の企業法務セミナーで扱う予定みたいだよ。

(秘書) それは楽しみです。



弁護士 加藤 泰
(かとう やすし)

※このコーナーで弁護士に聞いてみたいことがありましたら、裏面の連絡先までお寄せください。



外国人留学生の雇用の注意点

社会保険労務士/松本雄介



今回は外国人留学生の雇用の注意点についてです。人手不足という背景もあり、その解決

策の一つとして取り上げられる外国人の雇用。中でも労働力の一つとして注目が集まるのが外国人留学生です。

アルバイト等で雇用する際は、留学生にも労働基準法や最低賃金法をはじめとする労働法は、基本的には日本人と同じ法律が適用されます。異なるのは、出入国管理及び難民認定法が適用される点で、入国管理局から資格外活動許可を受ける必要があります。

したがって、その留学生が資格外活動許可を受けているかどうかを確認し、許可を受けている場合には雇うことができます。

資格外活動許可を受けている場合は、パスポートの許可証印又は資格外活動許可書が交付されていますので、それを確認してください。

ただし、資格外活動許可は、期限が切れると働くことができません。一度資格外活動の許可を取った方でも、在留資格の期限が切れて更新をした場合には、資格外活動の許可も改めて申請しなければならないので注意が必要です。

留学生については、一般的に、アルバイト先が風俗営業又は風俗関係営業が含まれている営業所に係る場所でないことを条件に、1週28時間以内を限度として勤務先や時間帯を特定することなく、包括的な資格外活動許可が与えられます。

留学生が複数のアルバイトを掛け持ちしている場合は、他社と合せて週の労働時間が28時間以内になるよう厳守しなければなりません。自社で雇った留学生が28時間以上働いていたことが発覚すると、本人は在留資格の更新を行えなくなったり、雇用していた企業も処罰の対象となります。

松本雄介：弊所と業務提携している
フクシマ社会保険労務士法人所属

第19回企業法務セミナー報告

「企業のための過労死、ハラスメント対策」

第19回企業法務セミナー「企業のための過労死、ハラスメント対策-『憂鬱じゃなければ、仕事じゃない』とも言うけれど-」を開催しました。講師は、弁護士の笠原輔です。

今回のセミナーは、過労死やハラスメントを防ぐために企業がどのように対策していくべきかについて解説しました。参加者様から「過労死に的を絞ったセミナーは初めて参加したので参考になった。」「タイムリーな課題であったので大変参考になった。」など高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、弊所弁護士との交流を深めることができました。

次回は7月27日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。☞過去のセミナーは「山下江法律事務所 YouTube チャンネル」で公開中！





弁護士 ON・OFF

第 34 回

弁護士 青山 慶子



夜空

仕事からの帰り道、ふと空を見上げると、いくつか星が光っています。星座に詳しくない私ですが、広島の都会の空でも、オリオン座は、はっきりと見てとることができます。オリオン座のα星はベテルギウスですが、ベテルギウスと

地球は約640光年離れているそうです。つまり、ベテルギウスの光が地球に届くのには約640年かかるということです。今から640年前といえば、日本では南北朝時代にあたります。それらの時代に発した光が、今地球に辿り着いてきている。宇宙の規模を考えると、意外と近い感じがします。

もっと近いところで、つい最近、NASAが、地球によく似た太陽系惑星7つを39光年先の宇宙で発見したというニュースがありました。大きさは地球とほぼ同じで、一部には海が存在する可能性があるそうです。もしかしたら地球外生命体がいるかもしれません。39光年といえば光の速さで39年。人間がその星にたどり着くのは難しそうですが、この宇宙のどこかに、人間と交流できる生命体が存在するかもしれないと考えると、夢が広がる話です。

私たち人間の住む地球があって、太陽系があって、天の川銀河があって、その先にも果てなく宇宙は続いていく。毎日手元ばかりを見る生活ですが、世界が無限大に広がっていると考えると、たまには上を向いて歩くのも悪くはないな、と思った今日この頃でした。

事務局コラム

第 34 回 「癒やしの時間。」

Y.H

先日、県外から来た友人と、広島市安佐動物公園に行ってきました。以前、宮島水族館に行つて、想像以上に楽しかったため、第二弾(?)です。

「ウサギとテンジクネズミとのふれあい」というイベントがあり、これが我々のメインイベントでしたね。周りをお子さんたちに囲まれつつ、がっつり癒やされてまいりました。私たちが行った時は、テンジクネズミタイムでした。まずだっこする用の専用毛布を膝に乗せて、そこに両手に乗るくらいの大きさのテンジクネズミ君が、来てくれるのです！ほんわか暖かく、どうにも動作がのんびりで(寒かったから?)、大変かわいらしかったです。

そのほかにも、ハイラックス団子(寒さをしのぐために、集団でおしくらまんじゅうをするように固

まっている状態)も見かけたのですが、タイミングが合わず、お団子にはなってくれませんでした。でも、必死に餌を食べている姿は愛らしく、ちょこまか走り回る姿はかわいくて、気が付いたら長時間見続けていました。

結果！やっぱり想像以上に楽しかったです。

動物をただぼーっと眺めるだけでも、癒やし効果抜群なので、大変おすすめです。今度の休日はいかがですか？

そうそう、シフゾウという鹿科の動物が、ものすごく大きくて、びっくりですよ！



「私の心を奪ったヨル君です。」



事務所通信

◆第20回企業法務セミナーのご案内



当セミナー参加者は、1か月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会をぜひご活用ください。

平成29年7月27日(木)

18:30～20:00

講師 副代表/弁護士 田中 伸

“弁護士が解説 下請法のポイント～「下請いじめ」をしない、させないために～”

会場: LeReve八丁堀(中区八丁堀 1-8 エイトビル 2F)

受講料: 顧問会社様無料、一般の方4,000円

☞懇親会も開催します。詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆交通事故治療に関する研修会を行いました

浜脇整形外科病院の外傷外科副部長/池田昌樹医師をお招きして、弁護士全員と交通事故チーム秘書を対象に、交通事故治療(外傷ケア、後遺障害等)に関する研修会を行いました。



◆介護セミナーを行いました

「介護ナビひろしま」が開催した介護事業所さま向けのセミナーにて「裁判例から見える介護事故の予防策・対応策～介護事故の裁判例を弁護士が解説～」と題して副代表/田中伸弁護士が登壇しました

◆NHKカルチャー教室で相続講座を開講中

4月より、相続アドバイザー今井絵美が「しくじり事例から学ぶ相続対策」と題した連続講座を開講しております。



<開講日時>

第3水曜 13:30～15:00(6ヶ月6回 13,478円)

<受講申込み>

082-242-1151(NHK文化センター広島教室)

◆離婚後の生活設計サポートを行っています

離婚後の生活が心配な方のために、マネーバランスドクター®による離婚後の家計シミュレーションを行っています。

☞詳細は、当事務所サイト(トップ>取扱範囲>離婚後の生活設計サポート)をご参照ください。

◆加藤泰弁護士がTV出演しました

3月8日放送のフジテレビ「ホンマでっか!?TV」に、加藤泰弁護士が“家族問題評論家”として出演しました。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

《広島本部》 〒730-0012

広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652

E-mail info@law-yamashita.com

予約電話受付: 平日9時～19時、土曜10時～17時

相談時間: 月曜 9時～21時(夜間相談有り)

火曜～金曜 9時～18時

土曜 10時～17時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは広島本部へお問い合わせください。

《東広島支部》

〒739-0043

東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島3-1

営業時間: 平日9時～18時

TEL 082-423-1511 FAX 082-423-1512

《呉支部》

〒737-0051

呉市中央2-5-2 NSビル703

営業時間: 平日9時～18時

TEL 0823-25-0077 FAX 0823-25-0081